



第 3 次
南 九 州 市

地球温暖化防止
実 行 計 画



第 1 次実行計画 平成 22 年度～平成 26 年度
第 2 次実行計画 平成 27 年度～令和元年度
第 3 次実行計画 令和 2 年度～令和 12 年度

令和 2 年 3 月
南九州市

目次

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 実施期間及び基準年度・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 対象とする範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～7
- 5 対象となる温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2章 これまでの計画（第2次実行計画）における目標達成状況

- 1 温室効果ガスの総排出量・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 活動項目別温室効果ガス排出量・・・・・・・・・・・・ 10

第3章 温室効果ガスの排出状況

- 1 地球温暖化係数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 温室効果ガスの排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 11～12
- 3 温室効果ガス総排出量・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 4 本市の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第4章 第三次実行計画の目標設定

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 4 区分別の削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第5章 目標達成に向けて実行すべき取組

- 1 取組の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 個別目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 具体的な取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17～20

第6章 計画の推進と点検・評価体制

- 1 推進・点検・評価体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 職員に対する研修等・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 3 計画の進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

参考資料

- 地球温暖化防止実行計画対象公用車一覧・・・・・・・・・・ 22～25
- 南九州市地球温暖化防止活動実行委員会設置要綱・・・・・・・・ 26～27
- 地球温暖化係数、各活動の排出係数一覧表・・・・・・・・・・ 28

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

今日の環境問題は、ごみや生活排水などの地域の問題から、地球温暖化に代表される地球規模の問題まで、その影響が多様化、深刻化しています。その原因は、地球の有限性を無視した大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動です。そのため私たちは、地球の有限性を認識し、ライフスタイルを見直し、後世に住みよい環境を受け継がなくてはなりません。

特に地球温暖化の問題は、深刻な状況になっております。現在、地球の平均気温は上昇傾向にあり、これに伴い海水面の上昇や、気候変動が観測され、生態系や人類の活動への悪影響が懸念されています。

本市は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法律」という。）の規定に基づき、2010（平成22）年4月に「第1次南九州市地球温暖化防止実行計画」（以下「第1次実行計画」という。）を策定しました。

また、2015（平成27）年には第1次実行計画の成果と課題をふまえた「第2次南九州市地球温暖化防止実行計画」（以下「第2次実行計画」という。）を策定しました。その取組内容としては、市が所有する公共施設における節電・省エネルギーや公用車の適切な使用など多岐にわたる取り組みをしたことで、第2次実行計画の基準年度である2013（平成25）年度と比較し、2018（平成30）年度末時点で1,196,369kg-CO₂、21.61%の温室効果ガス排出の削減となっており、事業者としての市が排出する温室効果ガス抑制は着実に進められたと言えます。

このような中、2012（平成24）年11月、国連気候変動枠組条約第18回締約国会議（COP18）において、京都議定書の第二約束期間として、2013年から2020（令和2）年の8年間で設定されましたが、日本はこれには参加せず、当面、「2020年に1990（平成2）年比25%削減目標」に基づき、自主的排出削減努力を継続することとしました。しかしながら、2011（平成23）年3月の東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故発生の影響で国内の全ての原子力発電所を運転停止したことなどから、削減目標をゼロベースで見直し、2020年度の削減目標を2005（平成17）年度比で3.8%減とするとともに、今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとしました。

2015（平成27）年7月、地球温暖化対策推進本部において、2030（令和12）年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比で26.0%減（2005年度比25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定し、国連に提出しました。

2019（令和元）年12月、第25回締約国会議（COP25）においては、スウェーデンの16歳少女グレタ・トゥンベリさんが関連イベントで、各国に対して温暖化対策を前倒しするよう呼びかけたり、日本の石炭火力発電所に対するスタンスにNGOの気候行動ネットワークが「化石賞」を贈るなど話題になりましたが、パリ協定の実施ルール作りの合意を断念し、次回会合に先送りする結果となりました。

2019年度で本市の第2次実行計画の実施期間が終了を迎えることから、社会状況の変化や市の上位行政計画や第2次実行計画における成果と課題を踏まえ、市としての地球温暖化対策の取り組みを充実するため、新たに「第3次南九州市地球温暖化防止実行計画」（以下「第3次実行計画」という。）を策定しました。

本市としては、地域における一事業者・一消費者として、また一人間として、後世に負

の遺産を残さないため、環境への負荷の少ない物品の購入・使用、ごみの減量・リサイクル等について、また、法律第8条に基づく温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画に併せ、自ら率先して実行する計画を盛り込み、全庁挙げて積極的に展開していくこととしました。

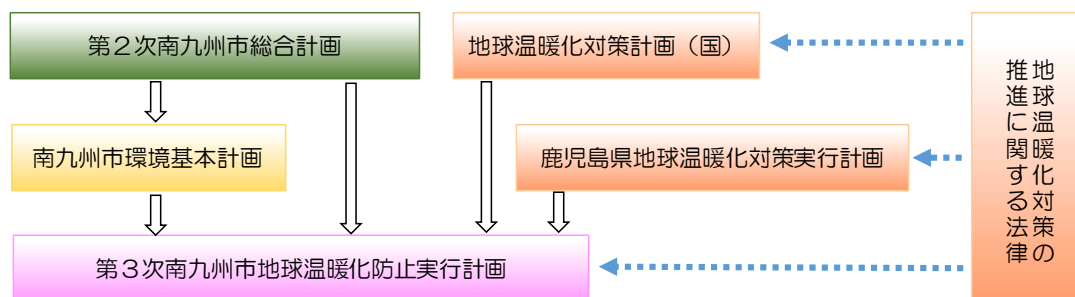
2 計画の位置付け

本計画は、法律第21条第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画です。

(地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に則して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

本市行政計画上の位置付けは、本市の最上位計画である第2次南九州市総合計画、本市の環境施策に関する最上位計画である南九州市環境基本計画の下位計画となります。



【参考】

新たな地球温暖化対策の枠組みパリ協定の概要

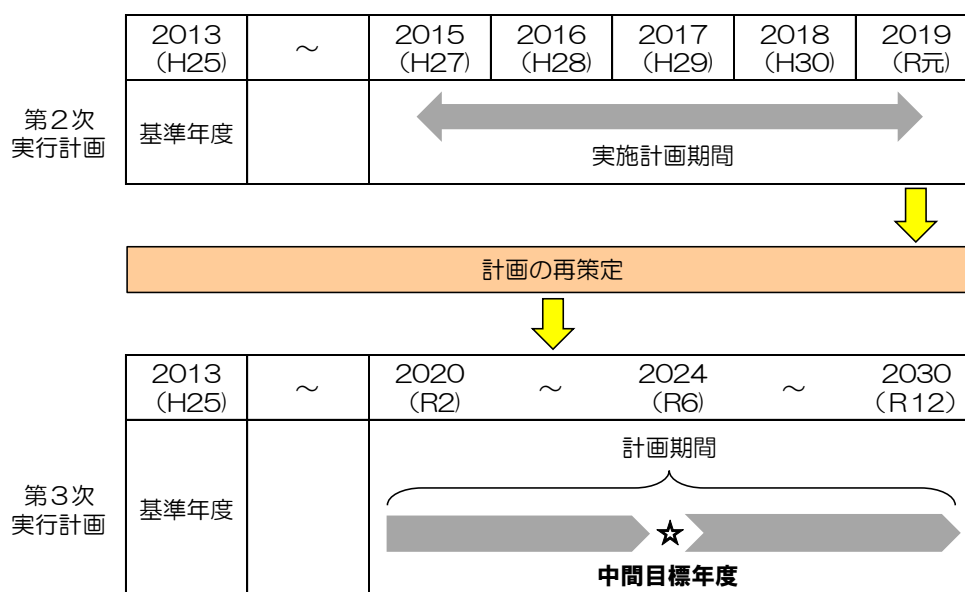
- 世界共通の長期目標として2℃目標のみならず1.5℃を努力目標とすることへの言及
- 主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受けること。
- JCM（二国間クレジット制度）を含む市場メカニズムの活用が位置付けられたこと森林等の吸収源の保全・強化の重要性、途上国の森林減少・劣化からの排出を抑制する仕組み
- 適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施
- 先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供すること
- イノベーションの重要性が位置付けられたこと
- 5年ごとに世界全体の状況を把握する仕組み
- 協定の発効要件に国数及び排出量を用いることとした

3 実施期間及び基準年度

国の「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）では、基準年度を2013（平成25）年度，中期目標年度を2030（令和12）年度に設定しており，本計画は地球温暖化対策計画に則して策定することが義務付けられています。

上記を踏まえ，本計画は，2013年度を基準年度とし，計画期間は2020（令和2）年度から2030（令和12）年度の11年間とします。

なお，策定から5カ年を経過する2024（令和6）年度を中間目標年度とし，実績や措置の状況等の実態把握および評価を行い，目標の達成状況を踏まえ，計画の見直しを行います。



4 対象とする範囲

本計画は，市が実施する事務事業（施設）のすべてを対象とします。第2次実行計画までは，指定管理者制度等により管理されている施設については対象外としていましたが，第3次実行計画ではこれを見直し対象範囲とします。

なお，公営住宅等の個人の生活に伴う部分は対象外とします。

地球温暖化防止実行計画 対象施設等一覧

	統括責任者	責任者	対象施設等
穎 娃 地 域	農政課長	農政係長	穎娃農村婦人の家
			穎娃特産品開発研究センター
		総合研修係長	穎娃農業開発研修センター
	耕地林務課長	管理係長	畑の館水土利館
			その他燃料（農道管理）
文化財課長	文化財係長	穎娃歴史民俗資料館	

	統括責任者	責任者	対象施設等
	教育総務課長	総務係長	穎娃小学校
			宮脇小学校
			粟ヶ窪小学校
			九玉小学校
			別府小学校
			松原小学校
			青戸小学校
			穎娃中学校
			穎娃幼稚園
	社会教育課長	文化振興係長	コミュニティセンター穎娃文化会館
中央公民館長	公民館係長	郡地区公民館	
		宮脇地区公民館	
		粟ヶ窪地区公民館	
		御領地区公民館	
		別府地区公民館	
		上別府地区公民館	
保健体育課長	市民体育係長	穎娃農業者トレーニングセンター体育館	
		青戸ナイター	
		別府ナイター	
		穎娃御領体育館	
		穎娃トレーニングセンター水泳プール	
都市計画課長	公園管理係長	穎娃運動公園運動場	
		穎娃運動公園	
		穎娃運動公園グリーン広場	
		穎娃農業者トレーニングセンターテニスコート	
		瀬平公園・番所公園・戸柱公園等	
		大野岳公園	
		夢・風の里アグリランドえい	
穎娃支所長	地域振興係長	穎娃庁舎	
		J R 西穎娃駅	
	建設水道係長	穎娃上水道水源地等	
		その他燃料（市道管理）穎娃	
市民生活課長	生活衛生係長	穎娃浄楽苑	
		穎娃ごみステーション	
		石垣ごみ処分場	
健康増進課長	健康推進係長	穎娃保健センター	
企画課長	企画係長	三本松工業団地	

	統括責任者	責任者	対象施設等
穎娃 地域	財政課長	財産管理係長	旧別府中学校
			旧青戸中学校
知 覧 地 域	総務課長	総務人事係長	知覧庁舎
	知覧特攻平和会館 長	管理係長	知覧特攻平和会館
			湊橋街路灯
	建設課長	管理係長	その他燃料（市道管理）知覧
	水道課長	業務係長	知覧上水道水源地等
	水道課長	工務係長	知覧中央浄化センター
			垂水浄化センター
			瀬世上地区浄水場
	学校給食センター所長	管理係長	学校給食センター
	文化財課長	文化財係長	ミュージアム知覧
	教育総務課長	総務係長	知覧小学校
			旧手蓑小学校
			中福良小学校
			浮辺小学校
			霜出小学校
			松山小学校
			松ヶ浦小学校
知覧中学校			
知覧幼稚園			
社会教育課長	文化振興係長	コミュニティセンター知覧文化会館	
中央公民館館長	公民館係長	手蓑地区公民館	
		知覧地区公民館	
		霜出地区公民館	
		中福良地区公民館	
		浮辺地区公民館	
		松山地区公民館	
保健体育課長	市民体育係長	知覧体育館	
		知覧武道館	
		B & G海洋センタープール	
		B & G海洋センター艇庫	
都市計画課長	公園管理係長	知覧平和公園運動施設	
		二松台公園運動施設	
		知覧平和公園	
		西塩屋公園	
		松山マザーパーク	
		南部マザーパーク	
麓公園			

	統括責任者	責任者	対象施設等
知 覧 地 域	都市計画課長	公園管理係長	松ヶ浦シーサイドパーク
			霜出マザーパーク
			立山ポケットパーク
			平和公園街路灯
		都市計画係長	道路維持（都市計画）
	健康増進課長	健康推進係長	南九州市知覧保健センター
	企画課長	情報政策係長	平和情報ネットワーク
	農政課長	農政係長	知覧農産物処理加工施設
総合研修係長		知覧農業振興センター	
市民生活課長	生活衛生係長	知覧中継場	
川 辺 地 域	市民生活課	生活衛生係長	川辺火葬場
			川辺清掃センター
	健康増進課長	保健予防係長	川辺保健センター
	福祉課長	児童福祉係長	第1児童館
	教育総務課長	総務係長	川辺小学校
			高田小学校
			旧神殿小学校
			清水小学校
			旧田代小学校
			勝目小学校
			大丸小学校
	川辺中学校		
	社会教育課長	文化振興係長	コミュニティセンター川辺文化会館
	保健体育課長	市民体育係長	諏訪運動公園（体育施設）
	都市計画課長	公園管理係長	諏訪運動公園
			諏訪グラウンド口外灯
			塘之池公園
			岩屋公園
			稲荷町住宅団地公園
		両添公園	
中央公民館長	公民館係長	中央公民館	
		川辺農村環境改善センター（勝目地区公民館）	
		大丸地区公民館	
		川辺地区公民館	
		高田地区公民館	
		田代地区公民館	
	神殿地区公民館		
川辺支所長	地域振興係長	川辺庁舎	
	建設水道係長	その他燃料（市道管理）川辺	

	統括責任者	責任者	対象施設等
川辺 地域	川辺支所長	建設水道係長	川边上水道水源地等
	水道課長	工務係長	川辺東部地区農業集落排水終末処理場
	農政課長	農政係長	川辺農業構造改善センター
	財政課長	財産管理係長	旧長谷小学校 田代工業団地水源地

第3次実行計画から対象に加える施設

	所在地域	所管課	対象施設等
そ の 他	穎娃地域	長寿介護課	穎娃老人福祉センター
		福祉課	えい別府温泉センター
			えい中央温泉センター
		商工観光課	お茶街道ゆとり館
		畜産課	熊ヶ谷放牧場
	社会教育課	穎娃図書館	
	知覧地域	長寿介護課	知覧老人福祉センター
		福祉課	知覧温泉センター
		商工観光課	知覧観光案内所
			市営駐車場河上駐車場他
		都市計画課	知覧テニスの森公園
		耕地林務課	ふれあい保全活動促進施設ふれあい交流館
	霜上げんき館		
	社会教育課	知覧図書館	
	川辺地域	福祉課	ふれあいセンターわくわく川辺
都市計画課		オートキャンプ森のかわなべ	
畜産課		青木放牧場 ※建物は南さつま農協，土地は南九州市	

※ 一部事務組合の施設については、環境部門において南九州市のみが利用する施設を掲載してあります。

5 対象となる温室効果ガス

法律の対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF₆)、三フッ化窒素 (NF₃) の7物質です。

ただし、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF₆)、三フッ化窒素 (NF₃) の4物質については、排出量の把握が困難であるため、本市の温室効果ガス排出量の算定対象は、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O) とします。

物質名		特 徴	主な発生源	算定対象
二酸化炭素	CO ₂	人為的に排出される温室効果ガスのうち、地球温暖化への寄与度の60%以上を占め、最も代表的な温室効果ガス	石油、石炭などの化石燃料の燃焼化石燃料により得られた電気等の消費	○
メタン	CH ₄	CO ₂ に次いで地球温暖化への寄与度の高い温室効果ガス	燃料の燃焼、廃棄物の埋立、家畜、水田、下水処理等	○
一酸化二窒素	N ₂ O	主に化石燃料の燃焼により生じる	燃料の燃焼、廃棄物の埋立等	○
ハイドロフルオロカーボン	HFC	自然界には存在しない人工物質	冷蔵庫、カーエアコン等の冷媒またはスプレー製品の噴射等に使用	×
パーフルオロカーボン	PFC	自然界には存在しない人工物質	半導体のエッチング等に使用	×
六フッ化硫黄	SF ₆	温室効果が極めて大きい	変圧器の電気絶縁ガスに使用	×
三フッ化窒素	NF ₃	温室効果が高く、近年、使用は増加傾向にある。	半導体のエッチングやCVD装置のクリーニング等に使用	×

第2章 これまでの計画（第2次実行計画）における目標達成状況

温室効果ガス排出量 平成30年度 21.61%減（平成25年度比）

第2次実行計画では、公共施設及び公用車における電気・ガソリン・灯油・軽油・重油・液化石油ガス・液化天然ガスのエネルギー消費量を調査・把握し、平成25年度を基準として令和元年度までに4.4%削減することを目標に各種取り組んできました。

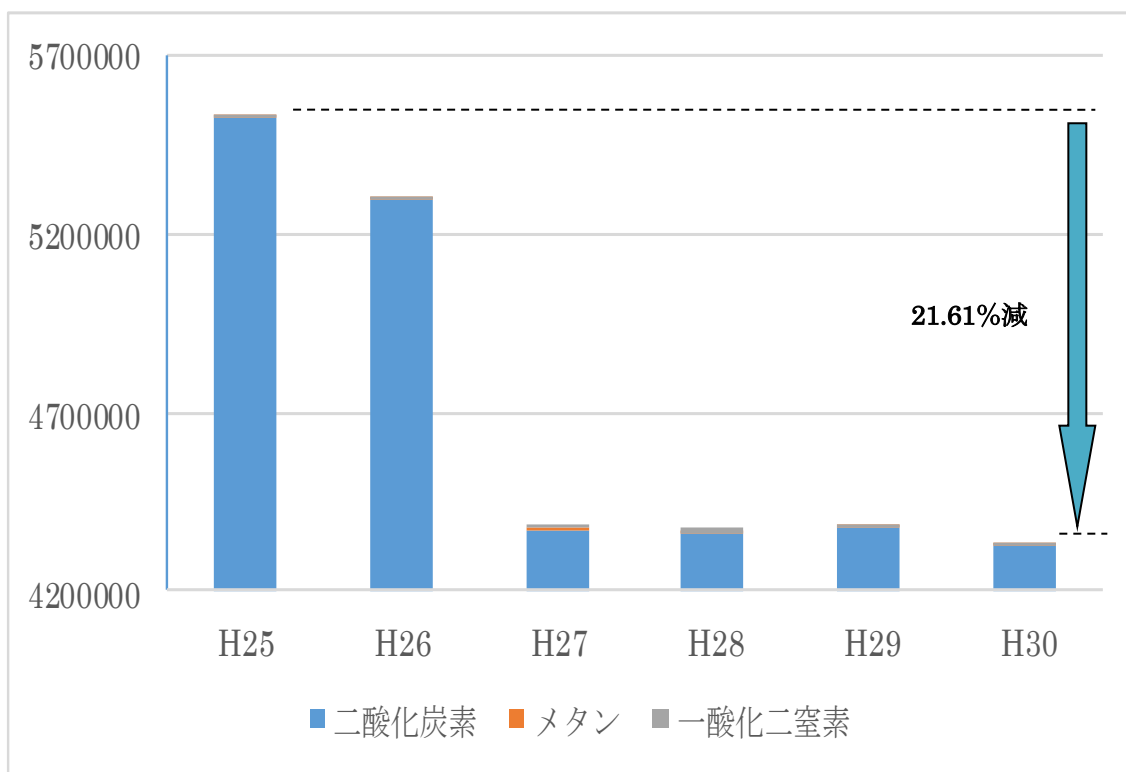
平成30年度の温室効果ガス排出量は、基準年度比で21.61%の減であり、順調に削減できている状況にあります。

1 温室効果ガスの総排出量

本市の温室効果ガス排出量の目標達成状況は次のとおりです。

(kg-CO2)

項目	H25(基準)	H26	H27	H28	H29	H30
温室効果ガス総排出量	5,535,427	5,307,749	4,383,801	4,373,678	4,384,144	4,339,058
二酸化炭素	5,525,320	5,297,314	4,372,876	4,362,428	4,373,272	4,328,140
メタン	352	363	375	392	369	372
一酸化二窒素	9,755	10,072	10,550	10,858	10,503	10,546
削減率(%) H25年度比		△4.11	△20.8	△21	△20.8	△21.61



2 活動項目別温室効果ガス排出量

平成 30 年度の温室効果ガス排出量を活動項目別で基準年度と比較すると、二酸化炭素において、電気、灯油、液化ガスについて削減することができ、全体で 21.61%の削減となっています。

二酸化炭素 (CO₂) の排出量

(kg-CO₂)

項目	H25 年度(基準)	H30 年度	削減率 (%)	
電気使用	3,991,263.45	3,405,148.82	△14.7	
燃料使用	ガソリン	224,730.43	237,344.25	5.6
	灯油	612,898.83	74,038.79	△87.9
	軽油	171,486.65	162,571.02	△5.2
	重油	174,166.93	167,038.98	△4.1
	液化石油ガス	350,774.40	281,988.20	△19.6
	液化天然ガス	0	0	—
合計	5,525,320.69	4,328,140.07	△21.67	

メタン (CH₄) の排出量

(kg-CO₂)

項目	H25 年度(基準)	H30 年度	削減率 (%)
ガソリン	281.76	312.61	10.95
軽油	70.02	59.04	△15.68
合計	351.78	371.65	5.65

一酸化二窒素 (N₂O) の排出量

(kg-CO₂)

項目	H25 年度(基準)	H30 年度	削減率 (%)
ガソリン	8,700.91	9,662.24	11.05
軽油	1,053.82	883.56	△16.16
合計	9,754.73	10,545.80	8.11

温室効果ガス総排出量

区分	H25 年度	H30 年度	削減率 (%)
二酸化炭素	5,525,320.69	4,328,140.07	△21.67
メタン	351.78	371.65	5.65
一酸化二窒素	9,754.73	10,545.80	8.11
合計	5,535,427.20	4,339,057.52	△21.61

※項目ごとに四捨五入しており、計が一致しない箇所があります。

第3章 温室効果ガスの排出状況

温室効果ガスの算定期間は、平成30年4月から平成31年3月までとし、本市の事務・事業から生じた排出量を対象とします。

1 地球温暖化係数

各温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の温室効果の度合いは、様々であることから、二酸化炭素を「1」として表した各温室効果ガスの地球温暖化係数（GWP）をそれぞれの排出量に乗ずることにより総排出量として一つの数値を合算して示します。

各温室効果ガスの地球温暖化係数

ガスの種類	主な排出源	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	・燃料（ガソリン、灯油、軽油等の燃焼） ・電気、ガス等の使用	1
メタン (CH ₄)	・水田、家畜の反すう、家畜の糞尿処理 ・廃棄物の焼却、埋立、排水処理 ・燃料の燃焼	21
一酸化二窒素 (N ₂ O)	・麻酔剤（臭気ガス）の使用 ・肥料の使用、家畜の糞尿処理 ・燃料の燃焼、廃棄物の焼却、排水処理	310

※地球温暖化係数：地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条

2 温室効果ガスの排出状況

排出された温室効果ガスを活動内容で見ると、電気の使用に伴う排出が大部分を占めており、次いでガソリンや液化石油ガス（LPG）などの使用が占めています。

二酸化炭素（CO₂）の排出量

項目（単位）	①使用量	②排出係数	排出量 (kg-CO ₂) ①×②	割合（%）	
電気使用量(kWh)	9,104,676.00	0.374	3,405,148.82	78.7	
燃料 使用 量	ガソリン (ℓ)	102,215.44	2.322	237,344.25	5.5
	灯油 (ℓ)	29,746.40	2.489	74,038.79	1.7
	軽油 (ℓ)	62,073.70	2.619	162,571.02	3.8
	A重油 (ℓ)	61,638.00	2.710	167,038.98	3.9
	液化石油ガス (kg)	93,999.40	3.000	281,998.20	6.5
	液化天然ガス (kg)	0.00	2.698	0	0.0
合計			4,328,140.06	100.0	

メタン (CH₄) の排出量

項目 (単位)		①走行距離 (km)	②排出係数	③地球温暖化係数	排出量 (kg-CO ₂) ①×②×③	割合 (%)
ガソリン	普通・小型乗用車	208,325.00	0.000010	21	43.75	11.8
	軽乗用車	104,929.00	0.000010	21	22.04	5.9
	普通貨物車	19,192.00	0.000035	21	14.11	3.8
	小型貨物車	23,103.00	0.000015	21	7.28	2.0
	軽貨物車	975,886.00	0.000011	21	225.43	60.6
軽油	乗用車	0.00	0.000002	21	0.00	0.0
	普通貨物車	170,272.00	0.000015	21	53.64	14.4
	小型貨物車	5,304.00	0.000008	21	0.89	0.2
	特殊用途車	16,746.30	0.000013	21	4.57	1.2
	バス	0.00	0.000017	21	0.00	0.0
合計		1,523,757.30			371.71	100.0

一酸化二窒素 (N₂O) の排出量

項目 (単位)		①走行距離 (km)	②排出係数	③地球温暖化係数	排出量 (kg-CO ₂) ①×②×③	割合 (%)
ガソリン	普通・小型乗用車	208,325.00	0.000029	310	1,872.84	17.8
	軽乗用車	104,929.00	0.000022	310	715.62	6.8
	普通貨物車	19,192.00	0.000039	310	232.03	2.2
	小型貨物車	23,103.00	0.000026	310	186.21	1.8
	軽貨物車	975,886.00	0.000022	310	6,655.54	63.1
軽油	乗用車	0.00	0.000007	310	0.00	0.0
	普通貨物車	170,272.00	0.000014	310	738.98	7.0
	小型貨物車	5,304.00	0.000009	310	14.80	0.4
	特殊用途車	16,746.30	0.000025	310	129.78	1.2
	バス	0.00	0.000025	310	0.00	0.0
合計		1,523,757.30			10,545.80	100.0

※排出係数：地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条（平成22年3月3日一部改正）

3 温室効果ガス総排出量

南九州市の事務・事業における温室効果ガスの総排出量は、約4,339,058 kg-CO₂であり、そのほとんどが二酸化炭素で占められています。

温室効果ガス総排出量

温室効果ガス	排出量 (kg-CO ₂)	割合 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	4,328,140.06	99.749
メタン (CH ₄)	371.71	0.009
一酸化二窒素 (N ₂ O)	10,545.80	0.243
計	4,339,057.57	100.000

4 本市の現況

南九州市は、これまでも休憩時間の消灯，公用車の相乗り使用，市内の交通手段として地域バスの利用，使用済みコピー用紙を裏紙として再利用するなど省エネ・リサイクルを行っています。

当初は，一部の職員から始まった省エネ・リサイクルでしたが，年度を重ねるごとに職員全体の意識へと変化し，今では全職員で取り組んでいます。

温室効果ガスを削減するためには，全ての職員が環境に対する意識を持ち，自身の職務を遂行することが重要です。また，電力消費が多い夏季・冬季については，市民サービスの質を維持しつつ，より省エネルギーを推進する必要があります。

日常業務において，職員一人ひとりが，その職責や立場に応じて取り組むべき省エネルギーの行動を今後の行動基準として実行計画に明示することとします。

第4章 第3次実行計画の目標設定

1 計画の目的

市自らが事業者・消費者として、職員全体の参加で地域温暖化防止に向けた取組を計画的に実行することにより、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出抑制を図ります。

さらに、市民・事業者の自主的・積極的な取組を促すことにより、市全域から排出される温室効果ガスの削減を図ります。

2 計画の期間

計画期間は、2020（令和2）年度から2030（令和12）年度までの11年間とします。

※基準年：2013（平成25）年度

3 削減目標

国は、「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガス総排出量を2030（令和12）年度に基準年度の2013年度比で26.0%削減するとの目標が掲げられ、このうち地方公共団体の公共施設を含む「業務その他部門」については、約40%減が目標とされています。

本市の温室効果ガス総排出量に関する目標は、2030年度までに基準年度となる2013年度より、40%削減することを目指します。

なお第2次実行計画までは、温室効果ガス総排出量を把握する際、第1次実行計画で使用した排出係数を用いて算出していましたが、第3次実行計画から最新の排出係数を使用することとします。また、基準年度となる2013年度の温室効果ガス総排出量についても、その年度の排出係数を用いて再計算してあります。

温室効果ガス削減目標

基準年度：2013（平成25）年度

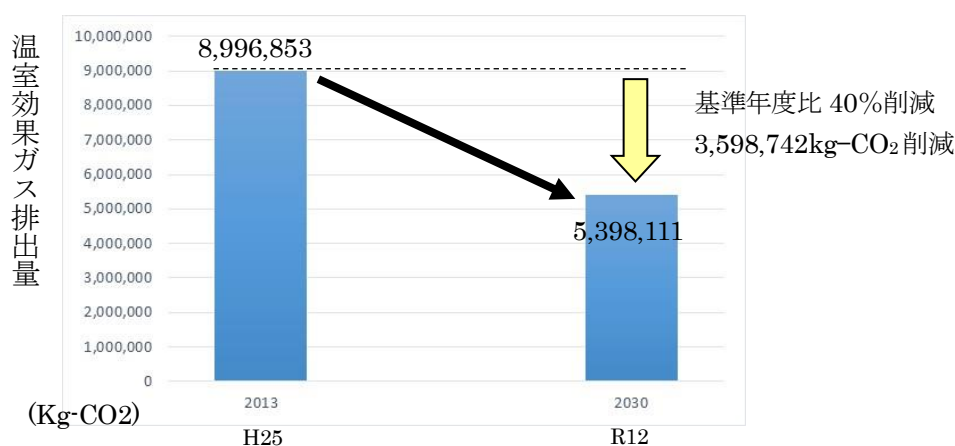
計画年度：2020（令和2）年度～2030（令和12）年度

削減目標：40%

目標年度削減排出量：8,996,853kg-CO₂ × 40% ≒ 3,598,742kg-CO₂

※目標年度削減排出量については、排出係数の見直しと指定管理等で除いていた施設分を加え再計算したことで、第2次実行計画実績値と異なります。

■温室効果ガス排出量の推移と削減目標



4 区分別の削減目標

■温室効果ガス種類別の排出目標値（単位：kg-CO₂）

ガスの種類	平成25年度 (基準年度) ①	令和12年度 (目標年度) ②	比較 ②/①×100	削減率
二酸化炭素	8,987,057	5,388,315	59.96%	40.04%
メタン	419	419	100.00%	0.00%
一酸化二窒素	9,377	9,377	100.00%	0.00%
合計	8,996,853	5,398,111	60.00%	40.00%

※メタン、一酸化二窒素については、自動車の走行距離を削減することが難しいため、基準年度を維持していくことを目標とする。

◎2030(令和12)年度目標の温室効果ガスの排出量(5,398,111 kg-CO₂)

を達成するため、下記の削減量が必要となります。

(全ての項目を40.04%削減と仮定した場合)

■第3次実行計画期間における活動項目別温室効果ガス排出量

活動項目	2013(平成25)年度		削減 目標率	2030(令和12)年度	
	使用量	温室効果ガス 排出量 (kg-CO ₂)		使用量 削減目標	温室効果ガス 排出量 削減目標 (kg-CO ₂)
ガソリン(L)	97,930.73	227,199	▲ 40.04%	39,215	90,980
灯油(L)	246,418.00	613,581	▲ 40.04%	98,676	245,702
軽油(L)	65,477.91	168,933	▲ 40.04%	26,220	67,648
A重油(L)	205,618.24	557,225	▲ 40.04%	82,338	223,135
液化石油ガス(kg)	125,088.40	375,265	▲ 40.04%	50,090	150,271
電気(kWh)	11,511,197	7,044,853	▲ 40.04%	4,609,486	2,821,006
自動車の走行(km)	1,400,076.60	9,796	0.00%	0	0
合計		8,996,853			3,598,742

※メタン、一酸化二窒素については、自動車の走行距離を削減することが難しいため、基準年度を維持していくことを目標とする。

第5章 目標達成に向けて実行すべき取組

1 取組の方針

温室効果ガスの排出削減及びその他の環境問題の改善に寄与し、かつ事務・事業活動と身近に関わる個別の事項について、次の通り「取組方針」を定め、この方針に基づいて具体的取組を実施していきます。

なお、保健センター、図書館、消防車両、文化会館等住民サービスを主体としている機関については、住民サービスの質に影響を与えない範囲内で取組むものとします。

取組方針		目的
1	施設におけるエネルギーの有効利用	エネルギー使用量の抑制（省エネ）や新エネルギー利用の推進等により、温室効果ガス排出量の削減を図り、併せて、資源の有効利用等に寄与します。
2	自動車におけるエネルギーの有効利用	公用車の適正使用や自家用車（通勤時）の使用抑制、環境への負荷が少ない自動車の導入等により、温室効果ガス排出量の削減を図ります。
3	水の有効利用と健全な水環境の形成	日常的な節水行動、節水設備の設置等により、水を有効に利用します。
4	事務用品等の購入・使用における環境配慮	環境負荷の少ない事務用品等を適正な量だけ購入する（グリーン購入）ことにより、資源の有効利用等を図ります。
5	廃棄物の減量化・リサイクルの推進	ごみの発生抑止、リユース・リサイクル、適正処理を推進することにより、資源の有効利用や外部への環境負荷排出削減を図ります。
6	公共工事に伴う環境負荷の低減	建設機械の有効的な利用、省エネ型建設機械の導入等により、温室効果ガス排出量の削減、及び公害の抑制を図ります。 騒音、振動対策、廃水適正処理、ばい塵飛散防止を推進することにより、公害の抑制や外部への環境負荷排出削減を図ります。 建設廃材の再資源化と適正処理の推進、リサイクル資材の利用推進等により、資源の有効利用や外部への環境負荷排出削減を図ります。
7	環境に関する法令等の遵守	環境に係る法令、協定等を遵守することにより、各種環境負荷の低減を図ります。

2 個別目標

- ① 電気使用量の削減
- ② 燃料使用量の削減
- ③ 水道使用量の削減
- ④ ごみの減量，リサイクルの推進
- ⑤ 紙使用量の削減，再生紙の使用推進
- ⑥ グリーン購入の推進
- ⑦ 公共事業における環境負荷の軽減

3 具体的な取組内容

取組の方針及び個別目標に基づき，具体的な取組内容を次のとおり定めます。

① 電気使用量の削減

	取 組 内 容
照 明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要時，不要場所の消灯を徹底します。(プルスイッチの導入) ・ スイッチ付近に節電を呼びかける貼紙をします。 ・ 昼休み時間は，昼窓業務の一部を除き，原則照明を消灯します。 ・ インバーター式蛍光灯，LED 蛍光灯など，省エネルギー型の照明機器を導入します。 ・ 不要な照明の間引きを行います。 ・ 事務の効率化を推進し，時間外勤務の削減に努めます。 ・ 退出，退庁時には，消灯の確認を行います。 ・ 会議等は，内容の効率化を図り，時間短縮に努めます。 ・ 支障のない範囲内での廊下，ロビー，駐車場等の減灯と点灯時間の短縮に努めます。 ・ 採光のため，窓の前にはなるべく物を置かないよう努めます。
冷 暖 房	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷房と扇風機の併用について検討します。 ・ 冷暖房の適正温度を，冷房 28℃，暖房 20℃とします。 ・ 緑のカーテン，ブラインド等を利用し，日射を防止し，冷房効率の向上に努めます。 ・ 夏季のクールビズ（軽装），冬季のウォームビズ(重ね着)を励行し，個々の冷暖房器具の使用を抑えます。(冬季暖房使用の時間制限) ・ 空調機器の定期的な整備，点検及び適正な運転管理に努めます。

	取 組 内 容
パソコン	<ul style="list-style-type: none"> ・昼休み時間等，長時間使用しないときには，パソコンの電源を切ります。 ・パソコンを15分使用しないときは，ディスプレイが節電モードになるよう設定します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・昼休みで使用しないコピー機等は，電源をOFFにするか，省電力モードを励行します。 ・電気ポット，冷蔵庫，テレビ等の電気製品は，必要性を精査し，効率的な使用を図ります。 ・時間外勤務や休日出勤の削減（ノー残業デーの設定）に努めます。 ・新たな施設を建設する場合及び改築等を行う場合は，新エネルギー（太陽光発電などの自然エネルギー）の利用，導入に努めます。

② 燃料使用量の削減

	取 組 内 容
ガソリン・軽油	<p>(公用車)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やさしい車の発進を心がけます。 ・急加速・急停止のない運転を心がけます。 ・エンジンブレーキを有効利用します。 ・車内のエアコンによる冷やしすぎや暖めすぎに気を付けます。 ・タイヤの空気圧を適正に保つなど，確実な点検，整備を実施します。 ・不要な荷物は，積まないようにします。 ・駐停車時のアイドリングストップを徹底します。 ・相乗り出張など，計画的に公用車を利用します。 ・徒歩や自転車，公共交通機関の利用を促進し，公用車の使用を抑制します。 ・公用車の更新時には，使用実態を踏まえ，必要最小限の大きさの車を選択すると共に，低燃費車又は低公害車を導入します。(特殊車両等を除く) <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノーマイカーデーを推進します。(ひまわりバス利用の促進)
ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスコンロや湯沸かし器は，沸かしすぎの防止に努め，長時間使用しないときは，ガス湯沸かし器の種火を消すようにします。

③ 水道使用量の削減

	取 組 内 容
使用の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・水道蛇口付近に、節水を呼びかける貼紙をします。 ・歯磨きはコップを使用します。 ・給湯室や洗面所等において、水を流しっぱなしにしないようにします。 ・食器類は、まとめて洗ったり、ため置き洗いをします。 ・石鹸や洗剤は、使いすぎないようにします。 ・芝生や植木等への散水は、計画的・効率的に行います。 ・トイレの二度流しはしません。 ・車の洗車時は、バケツを使用するなど節水に努めます。

④ ごみの減量，リサイクルの推進

	取 組 内 容
廃棄物の減量化	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別を徹底し、指定場所に排出します。 ・シュレッダーの使用は、機密文書の廃棄の場合のみ使用します。 ・不用紙を排出する際は、ホッチキスを外し、紙ひもの使用を励行します。 ・過剰包装や使い捨て製品の購入を控え、詰め替え可能な製品や簡易包装を選択します。 ・備品等の長期使用，再使用を図ります。

⑤ 紙使用量の削減，再生紙の使用推進

	取 組 内 容
使用の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・両面コピーや縮小コピーを活用するなど、コピー用紙の使用量を削減します。(ミスコピーの防止) ・ミスコピーを防止するため、コピー終了後は、クリアボタンか余熱ボタンを押します。 ・文書等は、プリントアウトの際に設定内容を必ず確認してから印刷します。 ・ファックスの形式的な送信票を削減し、可能な限り文書の余白に受信者等の通知概要を記載し送信します。 ・資料などは、簡素化を図り、部数やページ数を最小限にします。 ・電子メール等を活用し、各種照会、申請等のペーパーレス化を図ります。

	取 組 内 容
再 使 用	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミスコピー用紙等のストック場所を設置し、裏面が利用できる用紙を確保します。 ・ 使用済み封筒は再利用します。
購 入 の 配 慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紙は、古紙配合率の高い製品を積極的に購入します。 (配合率 70%かつ白色度 70%以下) ・ トイレットペーパーは、古紙配合率の高い、シングル巻きで芯無しタイプの製品を利用します。

⑥ グリーン購入の推進

	取 組 内 容
環 境 へ の 配 慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文具、事務機器、事務用品等は、原則として、「エコマーク」や「グリーンマーク」が表示されているものか同等の製品を購入します。 ・ 電気製品の購入に当たっては、「国際エネルギースターマーク」や「省エネルギーマーク（緑）」のついている省エネルギー型の機器を導入します。 ・ 公用車の買い替え時には、環境への負荷が少ない自動車（低排気ガス車、ハイブリッド車、電気自動車等）を導入します。

⑦ 公共事業における環境負荷の軽減

	取 組 内 容
設 計 ・ 施 工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ・省資源に徹した工法に努めます。 ・ 再生木材の使用等再生資源やリサイクルが可能な資材の利用に努めます。 ・ インバーター式蛍光灯、LED 蛍光灯などの省エネ型照明機器の導入に努めます。 ・ 階段、事務室、トイレなどへの自然光の取り入れに努めます。 ・ 節水設備（感知式洗浄弁、自動水洗等）の導入に努めます。 ・ 敷地内の緑化、周辺緑化、屋上緑化、壁面緑化に努めます。
廃 棄 物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の発生を抑制するような計画、設計を行います。 ・ 請負業者へ建設副産物の減量化、再利用、資源化を指導します。

第6章 計画の推進と点検・評価体制

1 推進・点検・評価体制

南九州市地球温暖化防止活動実行委員会（以下「委員会」という。）を中心として、実行計画を推進するとともに、計画の実効性を高めるために、委員会に推進部会を置き、全庁的な取組を推進します。

また、委員会では、毎年度の取組状況や温室効果ガスの総排出量を全庁的に調査し、点検・評価を行います。

南九州市地球温暖化防止活動実行委員会

	構 成	役 割
実 行 委 員 会	委員長 （副市長） 副委員長 （市民生活課長） 委 員 ・ 総務課長 ・ 財政課長 ・ 企画課長 ・ 福祉課長 ・ 農政課長 ・ 建設課長 ・ 教育総務課長 ・ 社会教育課長 ・ 中央公民館長 ・ 穎娃支所長 ・ 知覧支所長 ・ 川辺支所長	・ 計画の策定，見直し及び推進 ・ 全庁的な推進，点検，見直し ・ 計画の進捗管理
推 進 部 会	推 進 部 員 （関係部署の係長等 18名以内）	・ 計画の進捗調査 ・ 所属内における計画の周知，取組の督励 ・ 取組状況の点検，評価

2 職員に対する研修等

研修会や会議の開催，情報の提供，職場の二酸化炭素削減に向けての職員提案による募集等を行います。

3 計画の進捗状況の公表

計画の進捗状況及び点検・評価結果を広報紙，ホームページ等により公表します。

参考資料

地球温暖化防止実行計画 対象公用車一覧

令和2年3月31日現在

本課	地域	所管係	自動車登録番号等		
総務課	知覧	総務人事係	鹿児島480く5581	軽自動車	貨物
総務課	知覧	総務人事係	鹿児島501て5035	小型	乗用
総務課	知覧	総務人事係	鹿児島501て5033	小型	乗用
総務課	知覧	総務人事係	鹿児島480き4737	軽自動車	貨物
総務課	知覧	総務人事係	鹿児島480き6062	軽自動車	貨物
総務課	知覧	総務人事係	鹿児島33み4398	普通	乗用
総務課	知覧	総務人事係	鹿児島300む2661	普通	乗用
総務課	知覧	総務人事係	鹿児島480あ2054	軽自動車	貨物
総務課	知覧	総務人事係	鹿児島301た7254	普通	乗用
企画課	知覧	企画係	鹿児島501も3846	小型	乗用
防災安全課	知覧	交通防災係	鹿児島400ち8878	小型	貨物
防災安全課	知覧	消防係	鹿児島581に3998	軽自動車	乗用
防災安全課	知覧	消防係	鹿児島880す9363	普通	特種
防災安全課	知覧	交通防災係	鹿児島400て9288	小型	貨物
防災安全課	知覧	交通防災係	鹿児島400て9853	小型	貨物
知覧特攻平和会館	知覧	管理係	鹿児島480か7731	軽自動車	貨物
税務課	顛娃	固定資産税係	鹿児島480く5580	軽自動車	貨物
収納対策課	顛娃	収納対策係	鹿児島580な9703	軽自動車	乗用
収納対策課	顛娃	収納対策係	鹿児島581こ5835	軽自動車	乗用
収納対策課	顛娃	収納対策係	鹿児島581こ5836	軽自動車	乗用
市民生活課	川辺	生活衛生係	鹿児島43う8474	軽自動車	貨物
市民生活課	川辺	環境保全係	鹿児島480は2309	軽自動車	貨物
健康増進課	知覧	保健予防係	鹿児島43け8812	軽自動車	貨物
健康増進課	知覧	保健予防係	鹿児島480き4736	軽自動車	貨物
健康増進課	知覧	保健予防係	鹿児島480う3789	軽自動車	貨物
健康増進課	知覧	保健予防係	鹿児島480き5262	軽自動車	貨物
健康増進課	知覧	保健予防係	鹿児島43え670	軽自動車	貨物
健康増進課	知覧	保健予防係	鹿児島43そ19	軽自動車	貨物
健康増進課	川辺	保険係	鹿児島480ち4771	軽自動車	貨物
福祉課	川辺	社会福祉係	鹿児島43せ5084	軽自動車	貨物
長寿介護課	川辺	介護予防支援係	鹿児島580い6227	軽自動車	乗用
長寿介護課	川辺	介護予防支援係	鹿児島480あ2055	軽自動車	貨物
長寿介護課	川辺	介護予防支援係	鹿児島480ち7307	軽自動車	貨物
長寿介護課	川辺	高齢者福祉係	鹿児島480と3967	軽自動車	貨物
長寿介護課	川辺	介護予防支援係	鹿児島480と3514	軽自動車	貨物
長寿介護課	川辺	介護予防支援係	鹿480こ337	軽自動車	貨物

本課	地域	所管係	自動車登録番号等		
長寿介護課	川辺	介護予防支援係	鹿児島480き6064	軽自動車	貨物
長寿介護課	川辺	介護予防支援係	鹿児島480ち6081	軽自動車	貨物
福祉事務所	川辺	生活支援係	鹿児島480き4666	軽自動車	貨物
福祉事務所	川辺	生活支援係	鹿児島480き4665	軽自動車	貨物
福祉事務所	川辺	生活支援係	鹿児島480き4664	軽自動車	貨物
農政課	穎娃	農政係	鹿児島480き4781	軽自動車	貨物
農政課	穎娃	生産流通指導係	鹿児島480き4782	軽自動車	貨物
農政課	穎娃	生産流通指導係	鹿児島480の2789	軽自動車	貨物
農政課	穎娃	総合研修係	鹿児島53こ7661	軽自動車	乗用
農政課	穎娃	総合研修係	穎娃農業開発研修センター内軽油	特殊用途車	
農政課	穎娃	農政係	鹿児島480き4780	軽自動車	貨物
農政課	穎娃	農政係	鹿児島480ぬ9486	軽自動車	貨物
農政課	穎娃	農政係	鹿児島300ふ4887	普通	乗用
耕地林務課	穎娃	管理係	鹿児島480さ4389	軽自動車	貨物
耕地林務課	穎娃	管理係	鹿児島501さ3189	小型	乗用
耕地林務課	穎娃	耕地係	鹿児島480な8239	軽自動車	貨物
耕地林務課	穎娃	林務係	鹿児島580ほ5621	軽自動車	乗用
耕地林務課	穎娃	林務係	鹿児島480き4738	軽自動車	貨物
茶業課	知覧	生産振興係	鹿児島43さ964	軽自動車	貨物
茶業課	知覧	生産振興係	鹿児島480さ1559	軽自動車	貨物
畜産課	穎娃	畜産管理係	鹿児島480す7822	軽自動車	貨物
畜産課	穎娃	畜産振興係	鹿児島480そ1100	軽自動車	貨物
畜産課	穎娃	畜産振興係	鹿児島480そ7754	軽自動車	貨物
商工観光課	知覧	観光係	鹿児島480そ7753	軽自動車	貨物
商工観光課	知覧	商工水産係	鹿児島480と2139	軽自動車	貨物
建設課	知覧	維持係	鹿児島00も5916	大型特殊	特殊
建設課	知覧	維持係	PC10-7E-28526	大型特殊	その他大型特殊
建設課	知覧	維持係	鹿児島480す659	軽自動車	貨物
建設課	知覧	維持係	鹿児島00も5077	大型特殊	ブル・ドーザー
建設課	知覧	維持係	鹿児島400す9266	小型	貨物
建設課	知覧	維持係	鹿児島43す7639	軽自動車	貨物
建設課	知覧	維持係	鹿児島800す9275	普通	特殊
建設課	知覧	維持係	南九州市370	小型特殊	農耕作業用
建設課	知覧	維持係	南九州市592	小型特殊	農耕作業用
建設課	知覧	維持係	鹿児島000る90	大型特殊	その他大型特殊
建設課	知覧	維持係	鹿児島800さ5266	普通	特種
建設課	知覧	維持係	鹿児島480つ9868	軽自動車	貨物
建設課	知覧	維持係	鹿児島43せ9791	軽自動車	貨物
建設課	知覧	維持係	鹿児島100す2202	普通	貨物

本課	地域	所管係	自動車登録番号等		
建設課	知覧	維持係	鹿児島480き5263	軽自動車	貨物
建設課	知覧	維持係	鹿児島800す5185	普通	特種
建設課	知覧	維持係	鹿児島100さ8243	普通	貨物
建設課	知覧	管理係	鹿児島480こ804	軽自動車	貨物
建設課	知覧	管理係	鹿児島480な3643	軽自動車	貨物
建設課	知覧	管理係	鹿児島501も8509	小型	乗用
建設課	知覧	管理係	鹿児島480き4740	軽自動車	貨物
建設課	知覧	管理係	鹿児島43せ4380	軽自動車	貨物
建設課	知覧	維持係	鹿児島400て4168	小型	貨物
建設課	知覧	維持係	鹿児島480ぬ9065	軽自動車	貨物
建設課	知覧	管理係	鹿児島480は4692	軽自動車	貨物
都市計画課	知覧	公園管理係	鹿児島480さ9944	軽自動車	貨物
都市計画課	知覧	公園管理係	鹿児島41の5178	軽自動車	貨物
都市計画課	知覧	都市計画係	鹿児島800さ3109	普通	特種
都市計画課	知覧	都市計画係	鹿児島400せ7613	小型	貨物
都市計画課	知覧	公園管理係	鹿児島480は930	軽自動車	貨物
建築住宅課	知覧	建築係	鹿児島501も5775	普通	乗用
建築住宅課	知覧	市営住宅係	鹿児島480ち2637	軽自動車	貨物
水道課	知覧	工務係	鹿児島480な8450	軽自動車	貨物
水道課	知覧	工務係	鹿児島480つ127	軽自動車	貨物
水道課	知覧	工務係	鹿児島480け6253	軽自動車	貨物
水道課	知覧	工務係	鹿児島480ね5469	軽自動車	貨物
水道課	知覧	工務係	鹿児島480と1607	軽自動車	貨物
水道課	知覧	工務係	鹿児島480な8883	軽自動車	貨物
水道課	知覧	業務係	鹿児島480な8776	軽自動車	貨物
農委事務局	頰娃	農政係	鹿児島480ね6398	軽自動車	貨物
教育総務課	川辺	総務係	鹿児島480せ5167	軽自動車	貨物
教育総務課	川辺	総務係	鹿児島480き6061	軽自動車	貨物
教育総務課	川辺	総務係	鹿児島501ぬ2866	小型	乗用
社会教育課	知覧	社会教育係	鹿児島800す2941	普通	特殊
社会教育課	川辺	文化振興係	鹿児島43さ224	軽自動車	貨物
社会教育課	頰娃	文化振興係	鹿児島480き5264	軽自動車	貨物
社会教育課	頰娃	文化振興係	鹿児島480す2136	軽自動車	貨物
中央公民館	川辺	公民館係	鹿児島480こ336	軽自動車	貨物
保健体育課	川辺	市民体育係	鹿児島41や5087	軽自動車	貨物
保健体育課	川辺	国体推進係	鹿児島480の7964	軽自動車	貨物
保健体育課	川辺	市民体育係	鹿児島480の8437	軽自動車	貨物
学校給食センター	知覧	管理係	鹿児島100す5096	普通	貨物
学校給食センター	知覧	管理係	鹿児島100す6961	普通	貨物

本課	地域	所管係	自動車登録番号等		
学校給食センター	知覧	管理係	鹿児島100せ2033	普通	貨物
学校給食センター	知覧	管理係	鹿児島100せ2034	普通	貨物
学校給食センター	知覧	管理係	鹿児島43あ7386	軽自動車	貨物
学校給食センター	知覧	管理係	鹿児島480せ3536	軽自動車	貨物
学校給食センター	知覧	管理係	鹿児島100せ7292	普通	貨物
学校給食センター	知覧	管理係	鹿児島100せ3192	普通	貨物
学校給食センター	知覧	管理係	鹿児島100せ3193	普通	貨物
学校給食センター	知覧	管理係	鹿児島100せ7293	普通	貨物
文化財課	知覧	文化財係	鹿児島43さ7273	軽自動車	貨物
文化財課	知覧	文化財係	鹿児島43せ1619	軽自動車	貨物
穎娃支所	穎娃	地域振興係	鹿児島43き567	軽自動車	貨物
穎娃支所	穎娃	地域振興係	鹿児島480き9498	軽自動車	貨物
穎娃支所	穎娃	地域振興係	鹿児島501て5030	小型	乗用
穎娃支所	穎娃	地域振興係	鹿児島501て5032	小型	乗用
穎娃支所	穎娃	地域振興係	鹿児島480き6063	軽自動車	貨物
穎娃支所	穎娃	地域振興係	鹿児島500と3110	小型	乗用
穎娃支所	穎娃	地域振興係	鹿児島480き4779	軽自動車	貨物
穎娃支所	穎娃	建設水道係	鹿児島480そ7650	軽自動車	貨物
穎娃支所	穎娃	建設水道係	鹿児島480て1400	軽自動車	貨物
穎娃支所	穎娃	建設水道係	鹿児島480ち6846	軽自動車	貨物
知覧支所	知覧	農林係	鹿児島580す9841	軽自動車	乗用
知覧支所	知覧	農林係	鹿児島480き4739	軽自動車	貨物
川辺支所	川辺	地域振興係	鹿児島43あ7385	軽自動車	貨物
川辺支所	川辺	地域振興係	鹿児島501て5038	小型	乗用
川辺支所	川辺	地域振興係	鹿児島501て5034	小型	乗用
川辺支所	川辺	地域振興係	鹿児島480き6065	軽自動車	貨物
川辺支所	川辺	地域振興係	鹿児島500み2474	小型	乗用
川辺支所	川辺	地域振興係	鹿児島480う3916	軽自動車	貨物
川辺支所	川辺	農林係	鹿児島480き5265	軽自動車	貨物
川辺支所	川辺	農林係	鹿児島43あ4276	軽自動車	貨物
川辺支所	川辺	農林係	鹿児島480せ6852	軽自動車	貨物
川辺支所	川辺	建設水道係	鹿児島480そ7968	軽自動車	貨物
川辺支所	川辺	建設水道係	鹿児島480さ6283	軽自動車	貨物
川辺支所	川辺	建設水道係	鹿児島480ね5859	軽自動車	貨物

南九州市地球温暖化防止活動実行委員会設置要綱

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、南九州市地球温暖化防止実行計画（以下「計画」という。）を策定し、この計画に従った事務事業の推進を図るため、南九州市地球温暖化防止活動実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定、見直し及び推進に関すること。
- (2) 計画の進捗管理に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、市民生活課長をもって充てる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 総務課長
 - (2) 財政課長
 - (3) 企画課長
 - (4) 福祉課長
 - (5) 農政課長
 - (6) 建設課長
 - (7) 教育総務課長
 - (8) 社会教育課長
 - (9) 中央公民館長
 - (10) 穎娃支所長
 - (11) 知覧支所長
 - (12) 川辺支所長

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる

(推進部会)

第5条 委員会に推進部会を置く。

- 2 推進部会は、計画の管理に進捗管理について調査し、委員会に報告する。
- 3 推進部会は、委員長が職員の中から任命した部員18名以内で組織する。
- 4 部会長は、部員の中から部員の互選により選出する。
- 5 部会長は、会務を総理し、その議長となる。
- 6 推進部の会議は、必要に応じ委員長の命を受け部会長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民生活課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月12日告示第181号)

この告示は、平成24年2月1日から施行する。

附 則(平成25年1月10日告示第11号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月4日告示第183号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日告示第33号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月20日告示第47号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

参考資料

地球温暖化係数、各活動の排出係数一覧

1 地球温暖化係数（温対法施行令第4条）

温室効果ガス	係数
二酸化炭素（CO ₂ ）	1
メタン（CH ₄ ）	25
一酸化二窒素（N ₂ O）	298

2 活動種類ごとの温室効果ガス排出係数一覧（温対法施行令第3条）

調査項目		単位	二酸化炭素 （CO ₂ ）	メタン （CH ₄ ）	一酸化二窒素 （N ₂ O）	
燃料 使用量	ガソリン	ℓ	2.32			
	灯油	ℓ	2.49			
	軽油	ℓ	2.58			
	A重油	ℓ	2.71			
	液化石油ガス	kg	3.00			
	液化天然ガス	kg	2.70			
自動車 の走行 距離	ガソリン ・ LPG	軽自動車	km		0.0000100	0.0000220
		軽貨物車	km		0.0000110	0.0000220
		小型・普通乗用車	km		0.0000100	0.0000290
		小型貨物車	km		0.0000150	0.0000260
		普通貨物車	km		0.0000350	0.0000390
		バス	km		0.0000350	0.0000410
		特殊用途車	km		0.0000350	0.0000350
	軽油	小型・普通乗用車	km		0.0000020	0.0000070
		小型貨物車	km		0.0000076	0.0000090
		普通貨物車	km		0.0000150	0.0000140
		バス	km		0.0000170	0.0000250
		特殊用途車	km		0.0000130	0.0000250

3 電気の使用に伴う二酸化炭素排出係数



	単位	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
九州電力 株式会社	kg-CO ₂ /kWh	0.612	0.613	0.584	0.509	0.462	0.438
電源構成 (単位:%)	原子力	0	0	0	10	14	16
	石炭	31	34	32	31	31	29
	LNG	36	37	39	32	33	31
	石油	21	18	15	8	3	3
	太陽光	-	-	-	8	9	11
	再エネ	-	-	-	6	5	5
	水力	8	6	7	3	4	4
	その他	4	5	7	2	1	1

参考資料

今、地球は！！



【豆知識】 環境配慮マーク

エコマーク		
環境ラベル等の特色	<p>ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度です。幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されています。ISOの規格（ISO14024）に則った我が国唯一のタイプI環境ラベル制度です。</p> <p>環境省所管の（財）日本環境協会において、幅広い利害関係者が参加する委員会の下で運営されています。</p> <p>対象物品等（2019年11月18日現在） 認定商品数：50641，うち認定施設数：3,338 ※ 品目数が多いため、具体的な品目は、 https://www.ecomark.jp/search/search.php へ</p>	
グリーンマーク		
環境ラベル等の特色	<p>原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すグリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としています。経済産業省所管の（財）古紙再生促進センターが取り扱っています。</p> <p>対象物品等（2019年4月現在） トイレットペーパー，コピー用紙，学習帳等</p>	

省エネラベリング制度	
環境ラベル等の特色	<p>省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度です。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示することができます。</p> <p>表示方法等について JIS 規格が制定されています。</p> <p>対象物品等 (2019年4月現在)</p> <p>エアコン, 蛍光灯器具, テレビ, 電気冷蔵庫, 電気冷凍庫, ストーブ, ガス調理機器, ガス温水機器, 石油温水機器, 電気便座, 電子計算機, 磁気ディスク装置, 変圧器, DVDレコーダー, ジャー炊飯器, 電子レンジ, ルーティング機器, スイッチング機器, 三相誘導電動機, 電球系 LED ランプ, ヒートポンプ給油機の 21 品目</p>



国際エネルギースタープログラム	
環境ラベル等の特色	<p>パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマークです。日本、米国のほか、EU等7か国・地域が協力して実施している国際的な制度です。</p> <p>経済産業省が運営する制度です。</p> <p>対象物品等 (2019年4月末現在)</p> <p>コンピュータ, ディスプレイ, プリンタ, ファクシミリ, 複写機, スキャナ, 複合機, デジタル複合機の 8 品目</p>



再生紙使用マーク	
環境ラベル等の特色	<p>古紙パルプ配合率を示す自主的なマークです。</p> <p>古紙パルプ配合率 100%再生紙を使用しています。</p> <p>3R 活動推進フォーラム (旧ごみゼロパートナーシップ会議) で定められたものです。</p> <p>対象物品等 (2019年4月現在)</p> <p>用紙類, 紙製事務用品, 印刷物, 衛生用紙 等</p>



